

議案番号	議案名	表決	結果
議案第63号	南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年 12月13日	原案可決
議案第64号	南関町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第65号	南関町宅地分譲条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第66号	指定管理者の指定について	〃	〃
議案第67号	平成29年度南関町一般会計補正予算(第5号)について	〃	〃
議案第68号	平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第69号	平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	〃	〃
議案第70号	平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第71号	平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
	委員会報告について「総務産業常任委員会・請願付託の件」	〃	〃 (継続)
	委員会報告について「文教厚生常任委員会・請願付託の件」	〃	〃
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃
議員提出 議案第2号	道路事業予算の総額確保等に関する意見書(案)	〃	〃

陳情などの取り扱いと結果 (12月定例会分)

継続審査 2件



- ・請願第3号 通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置を求める請願
- ・請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

一般質問

12月定例会では、井下忠俊議員、境田敏高議員、鶴地仁議員、杉村博明議員、打越潤一議員の5人が一般質問を行いました。
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページでご覧ください。
(12月定例会分は3月に公開予定)

リサイクルプラザつうしん

2月リサイクル体験受講者募集 クリーンパークファイブ ☎78-4433 玉名郡長洲町名石浜42-1

日	時間	講座名	講師名	募集人員	募集期間	準備するもの
① 13日☑	午前9時30分 ～午後3時	※2回連続講座 パッチワーク 「ハワイアンキルトのポーチ」 (17センチ×12センチ) 	森川 博子さん	10人	電話受付	①布きりハサミ、 紙切りハサミ、糸切りハサミ ②2B鉛筆 ③30センチものさし ④針山 ⑤まち針 ⑥縫い針 ⑦しつけ糸⑧のり ⑨チャコペン(ピンク色、黄色、 青色のどれか) ⑩弁当 ⑪材料費1,500円
1日☑午前9時～ 8日☑午後3時						
② 20日☑					希望者多数の場合の抽選日 9日☑午前10時	
22日 ☑	午前9時30分 ～午後3時	ハギレ布で作る帽子 ※帽子のデザインは写真と 変更になる場合があります。 	土山 千代子さん	10人	電話受付	①幅110センチ×丈100センチの 一枚布(表用と裏用の2種類) ②ミシン糸 ③裁縫道具 ④筆記用具 ⑤50センチものさし ⑥弁当 ⑦材料費500円
					希望者多数の場合の抽選日 16日☑午前11時	

※受付方法 電話で受付をし、受講希望者が多い場合は抽選を行います。
また、土曜日・祝日は終日休みで、日曜日は午前10時～午後4時まで電話受付を行っています。
お気軽にお申し込みください。

建物の解体などを行う場合は届出が必要です

住宅などの解体工事を行う場合は、建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要があります。

- 届出対象行為 ①80㎡以上の建築物の解体 ②500㎡以上の建築物の新築など
③1億円以上の建築物の修繕・模様替え ④500万円以上の工作物の工事(土木工事など)

●届出時期 工事を行う1週間前まで

●届出先 ・届出対象行為の①～③

〒861-1331 菊池市隈府1272-10
熊本県北広域本部土木部景観建築第一課 ☎0968-25-2729

・届出対象行為の④

〒865-0016 玉名市岩崎1004-1
熊本県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課 ☎0968-74-2164

※提出書類などについては、県までお問い合わせください。

●注意点 ・解体工事に当たっては、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートなど毎に分別解体を行う必要があります。

・解体工事などを請負うことができるのは、原則として建設業法に基づく建設工事業(建築・土木・とび・土工など)または解体工事業の登録を受けた事業者です。

・届出を行わず工事を行った場合、20万円以下の罰金を命じられることがあります。

問▽熊本県北広域本部土木部景観建築第一課 ☎0968-25-2729

▽熊本県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課 ☎0968-74-2164

▽税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

「ペットボトル」資源ごみの出し方が変わります

今後、「ペットボトル」の分別の仕方を下記のとおり変更します。より品質の高いリサイクル品として活用するため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、平成30年度は周知期間とし、実施時期は平成31年4月1日より開始します。

今

- PET1マークのついた容器
- ・中身を出して簡単にすすいでください。
- ・ラベルは取り除く必要はありません。
- ・油の入っていたペットボトルは「燃えるごみ」に出してください。
- ・ふたは「燃えるごみ」に出してください。

変更後

- PET1マークのついた飲料用、酒、調味料の容器
- ・ふた、ラベルを必ずとって、簡単にすすぎ、潰さずに
- に出してください。
- ・ふた、ラベルは「燃えるごみ」に出してください。
- ・油の入っていたペットボトルは「燃えるごみ」に出してください。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

マナーを守りましょう

最近、右記のような苦情が多く寄せられています。

- ・他人の土地、作物などを荒らす犬や猫がいる
- ・犬の散歩中にふんの始末をしない飼い主がいる
- ・犬を放し飼いにしている飼い主がいる など

犬の散歩中はリードをつけ、ふんはスコップや袋を使い責任を持って後始末をしましょう。また、放し飼いは人などを襲う恐れがあり危険です。必ずつないで飼育しましょう。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579